

# 宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策（上）

——青蓮院宮名目金の考察を中心として——

三 浦 俊 明

目次

はじめに

- 一 青蓮院宮名目金の成立（以上本号）
- 二 青蓮院宮名目金の展開と天保改革（以下次号）
- 三 青蓮院宮名目金の大名領主金融  
おわりに

はじめに

宝暦・明和期（十八世紀後半）における幕領の年貢収納量は、それ以前に比べると増加しているが<sup>(1)</sup>米価の低落をみたために幕藩の財政に困難をもたらした<sup>(2)</sup>。その結果、大名領主の藩債破棄等により大坂は莫大な金銀を失ない、以後大坂の金融上の地位は低下していった<sup>(3)</sup>。この点はたとえば三都に兩替店をもち商業金融を主体としていた三井兩替店<sup>(4)</sup>や大坂にあって元禄・享保期以降は大名金融に傾倒していった鴻池兩替店<sup>(5)</sup>の経営動向にも現われている。

三井兩替店経営の推移は、①京・大坂兩替店の延銀高（利益金高）は宝曆末期から明和期にかけて低下傾向を示している。②その後、文化期には、上野宮名目金や南御番所御用金貸付の下貸付を行なっている江戸兩替店<sup>9)</sup>を中心として経営の発展をみる③天保改革期における江戸金融市場の混乱にともなう経営不振と以後、御用貸付に依存しながらも新たな信用制度形成への努力が行なわれる<sup>10)</sup>。というように大体三段階に分けて把握することができる。

一方大名貸を主とした鴻池兩替店では、宝曆期前後より大名の契約不履行から債権を保護するために長年賦や低利による契約へと変更したり、あるいは名目銀的性格を有する幕府公金の導入によって利子収入率減退の阻止をはかっていった。

以上のような個別兩替店の経営動向は、大坂問屋商人の金融支配力の低下にともなう宝曆・明和以降の大坂の経済的地位の低下を反映していると同時に、その後の金融市場の変動すなわち文化期における江戸市場の膨張、天保期以降の幕藩制的金融市場の解体状況をも窺うことができる。

こうした事態に直面した幕府は、宝曆十一年（一七六一）十二月に空米・過米切手売買禁止令を発すると同時に積極的な御用金政策を展開して米価維持を計り、それによって大坂の商業、金融機能の復活、強化策をとっていった。この中で当面注目しておかねばならないのは、天明五年（一七八五）、同六年に実施されようとした御用金徵募による公銀貸付政策である<sup>11)</sup>。この政策は、その後の寛政期以降、とりわけ文化・文政期には上方の都市特権門閥商人とは決別し、江戸の富商と結託して御用金を徵收し<sup>12)</sup>、それを基にした積極的な公金貸付政策<sup>13)</sup>として展開することになる。

天明五年十二月の御用金令は、大坂市中から御用金を徵募し、その御用金をそのまま応募者に貸付ける。応募者は改めて幕府からの御貸付金となったこの資金に公銀の名目を付して諸大名に融資をするというものである<sup>14)</sup>。こうした公銀貸付が開始されることになる。さらに翌天明六年六月の御用金令<sup>15)</sup>によるとこの公銀貸付の資金となる御用金

の賦課は、大坂市中のみでなく全国の農民、町人、寺社、山伏へと拡大されるのであるが、「宮門跡方、尼御所」は賦課対象から除かれている。

以上のように公銀を名目とする貸付政策は全寺社の資金までを導入して実施されようとしたのであるが、その中で御用金の賦課対象から「宮門跡方、尼御所は相除く」としたのはなぜなのか。この理由は定かではないが、こうした公銀貸付に準ずる名目金金融が小稿でとりあげる青蓮院宮をはじめとする宮門跡方の資金をもとにして、すでに天明期以前の宝暦・明和期ごろから行なわれていたことと関連しているのではないかと推測される。

そこで小稿は、幕府御貸付金すなわち公金銀を名目とする貸付金をはじめとする諸種の名目金のうち、前の法令で除かれていた宮門跡方の名目金について、その成立、展開の過程を究明し、その宮門跡方名目金は宝暦・明和期から積極化してくる幕府金融政策とりわけ公金銀貸付政策に基づいて成立し、発展するものとして理解してみたい。

次に宮門跡方名目金をはじめとする名目金制度研究の問題点について触れておこう。

名目金（銀）とは、公家、門跡、寺社、御三家などが祠堂銀、修復料、遺金など諸種の名目を冠した資金を、幕府の許可を得て利貸しをする金融制度である<sup>93</sup>。この名目金に対しては公金<sup>94</sup>と同様に債務者の契約不履行から債権を保護するために金銀貸借に関する訴訟上の優先権が認められていた<sup>95</sup>。

こうした名目金の中で宮門跡方名目金を含む寺社名目金は、元禄く享保期から元文期頃に成立したとみなされている。その理由は、幕府の財政事情の悪化にともなって、幕府が負担すべき寺社修復費やその他の費用を軽減するため、寺社自身に特権的な利殖活動を認めたものと理解され、その後幕府の名目金対策は一貫性をもたなかったと指摘されている<sup>96</sup>。この理解によると享保・元文期以降の寺社名目金貸付は比較的自由に行なわれたような印象をうける。この点については金融市場の変動にともなう幕府金融政策と名目金の展開過程を関連させながら再検討してみる必要がある。第一節は主としてこの点を究明したものである。

次は名目金制度の廃止時期に関わる問題である。従来の研究によれば、名目金制度は明治政府によって廃止されたとされており<sup>9)</sup>、制度的にはこの指摘の通りである。しかしながら徳川幕府はすでに天保改革の一環として「宮門跡方貸附金御改革」<sup>10)</sup>を実施し、それによって宮門跡方名目金の膨張をくい止め、その特権を剝奪しようとしている。とすればすでにこの段階において宮門跡方名目金は幕府の公金貸付に準ずる金融としての性格を逸脱しつつあったのではなからうか。この点に關してまず宮門跡方名目金が膨張していく事実を究明し、そのうえで天保改革時における幕府金融政策の意図を考えてみたのが第二節である。次いで第三節は、宮門跡方名目金が大名領主金融としてどの程度の役割りを果たしたのか、という問題について、青蓮院宮名目金の事例を通して考えたものである。

注(1) 辻達也「幕政史からみた享保より田沼への過程について―宝曆期に関する試論―」（『歴史学研究』二六四号）参照。

(2) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』（塙書房、一九七一年）三三頁～四三頁参照。

(3) 安岡重明『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一九七〇年）一五五頁～一六三頁参照。

(4) 三井兩替店の経営に關しては主として賀川隆行「三井兩替店の経営と蓄積」（『三井文庫論叢』八号）、同「幕末・維新期の御為替三井組」（『三井文庫論叢』十三号）を参照。なお兩論文とも同氏著『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）第二章に収録されている。

(5) 鴻池兩替店の経営については主として作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』（塙書房、一九七一年）第五章、安岡重明、前掲書、第一部第四章参照。

(6) とくに江戸兩替店の経営については、田中康雄「江戸時代後期における三井江戸兩替店の経営動向」（『三井文庫論叢』三三号）参照。

(7) 松本四郎「幕末・維新期における三井家大元方の存在形態」（『三井文庫論叢』二二号）、同「幕末維新期における経済的集中の史的過程」（『歴史学研究』三三九号）参照。

(8)(II) 中井信彦、前掲書四四頁～七二頁、三三五頁～三三五頁参照。

(9) 竹内誠「文化年間幕府「御用金」の実態と背景―用金調達者及びその使途運用をめぐって―」（大塚史学会『史潮』七七

号) 参照。なお公金貸付の実態究明を試みた最近の成果として、飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開」(『横浜商大論集』十八卷二号) がある。

- (10) 竹内誠「江戸幕府金融政策の展開と畿内・中国筋農村」(『ヒストリア』四二号)、同「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(『日本経済史大系』4、近世下、一九六五年所収)、同「馬喰町貸付役所の成立」(徳川林政史研究所『研究紀要』一九七三年度) 参照。

- (12) 『御触書天明集成』三〇八二号

- (13) 堀江保蔵「徳川時代の寺社名目金」(『経済論叢』二十七卷六号) 参照。

- (14) 名目金貸借に関する訴訟は、一般の金銀貸借のそれよりあとから提訴してもそれに優先して裁許を受けることができた。この特権を先訴特権という。しかし幕府の公金なかでも幕府御為替銀は公家や宮門跡方の名目金よりも上位の先訴特権を有していた(賀川隆行、前掲書一一九頁～一二〇頁参照)。

- (15) 安岡重明、前掲書一五六頁、賀川隆行、前掲書一五八頁～一五九頁参照。

- (16) 安岡重明「日本封建経済政策史論」(有斐閣、一九五九年) 一四六頁～一四七頁参照。

- (17) 吉川秀造「明治維新社会経済史研究」(日本評論社、一九四三年) 九五頁～九七頁参照。

- (18) 『日本財政経済史料』巻六、経済之部三、九三三頁～九三四頁所収史料より引用。

## 一 青蓮院宮名目金の成立

### 1 宮門跡方名目金と青蓮院宮

本節では享保期ごろから開始される青蓮院宮の利貸行為が、宮門跡方名目金という特権的な金融として成立する経過を考察する。本題に入る前に1項では名目金の貸付方法と青蓮院宮について簡単に説明しておく。

幕府の御用御貸付金を除いた諸種の名目金の中では、幕府の「触書」(a) に「宮門跡方其外名目有之貸附金」と記されているように宮門跡方の名目金が代表的なものであった。たとえば小稿でとりあげる青蓮院宮をはじめ妙法院宮

・円満院宮・一乗院宮といった宮門跡や仏光寺・専修寺などの准門跡もこの名目金貸付を行なっていた。

この名目金の貸付方法は大別すると二通りある。第一は宮門跡方自らが借用人との間に貸借契約を結び、利殖をするいわゆる相對貸付であり、第二は幕府の公金貸付に委託して一定の利子を受取る方法である。後者の場合、貸付資金を幕府、具体的には京都町奉行所、地方の代官所あるいは公金取扱役所である江戸の馬喰町御用屋敷詰代官役所に差出すのである。円満院宮名目金の起立に関する記載がある寺社奉行伺文<sup>(4)</sup>をみると

覺尊親王輪王寺宮御移転後、暫御無任ニ被成置、物成等を諸国へ貸出、利潤に而御永継之儀、正徳度御願之通相濟、奉行所において取立被進、御触流迄も有之、全御増知代り之儀、且追々御溜金之内を以、金貳百兩御差出、利足を以御家祿同様被成度旨御願御聞濟に成、兩様を以連綿御相統之處(下略)

とあり、円満院宮が正徳期に「物成等を諸国へ貸出」す、つまり右の第一の方法による貸付が認められている。この貸付に対し奉行所(この場合は京都町奉行所)ではこの債権を保護するために町触を発している。また他方では「追々御溜金」の内から金二万兩を江戸馬喰町御用屋敷詰代官役所<sup>(5)</sup>へ公金貸付資金として差出し利息を受取る、つまり右の第二の方法による貸付も認められている。結局、円満院宮名目金は第一の相對貸付の方法と第二の幕府公金貸付への委託による方法の両方法をとっていたことがわかる<sup>(6)</sup>。

第一の相對貸付方法によると言っても、貸付対象が町農民である場合と武家の場合では取扱い方が異なっている。前者の場合は、後述するように貸付金高等を各地方の奉行所に届け出ることが義務づけられているが、後者の場合、この点にはつきりしない。ただこれも後に触れるように武家に対する滞金返済方の訴えは、各地の奉行所ではなく直接幕府の寺社奉行所に訴えることになっていった。

また相對貸付のなかでも具体的な貸付方法をみると貸付主体ごとにそれぞれ特色がある。たとえば名目貸の主体である宮門跡が貸付所を市中に設置して積極的に金融活動に乗り出す場合と上野宮門跡のように三井両替店や宮沢恒右

衛門のような特定の両替商、御用達商人または幕府役所に資金を預け、その預金利子を取得するのみで自らは貸付所を設けない場合がある<sup>9)</sup>。青蓮院宮は前者の方法を採っており、その意味では典型的な相對貸付の事例といえる。

小稿は、以上述べた兩様の貸付方法のうち宮門跡方名目金の主要な部分を占め、またそれだけに問題も多い相對貸付方法を採る名目金について、代表的な青蓮院宮の事例を、主として同門跡の名目金關係記録である「貸附雜記」<sup>10)</sup>の分析を通して考察する。したがって以下とくに断りのない引用史料はすべて同記録からの引用である。

青蓮院宮は知恩院に隣接し、現在、京都市東山区粟田口三条坊町に位置している。往古は比叡山上にあった天台三千坊の一つであった。山号はないが、梶井宮門跡、妙法院宮門跡と並ぶ天台三門跡の一つである。応仁の乱によって堂舎は灰燼に帰したが、近世初頭専純法親王のころから復興は本格化した<sup>11)</sup>。徳川幕府は朱印地を与えてこれを援助し、寛文五年（一六六五）には一三三二・五石の寺領が確認され、幕末期に至っている<sup>12)</sup>。

この青蓮院宮が行なっていた名目金貸付の由来をみると

当宮御貸附之儀者元文四年十一月伝奏方江向被仰立置、尚又明和元年九月拜借人共如証文無違滞致返納候様御触流之義、寺社御奉行所へ御願被仰入候処、同年閏十二月御聞濟御座候、已來至當時（天保十四年）連綿被貸付候義ニ御座候、（括弧内は筆者付加、以下同じ）

と記されている。これにより青蓮院宮名目金貸付は、元文四年（一七三九）十一月に伝奏方へ届け、さらに明和元年（一七六四）閏十二月には、「触流」の特権を獲得していることがわかる。「触流」とは幕府寺社奉行の指示にもとづいて各地の支配役所が、名目金の借用人に対して、借用証文で契約した通り返済するように触れを発することである。「触流」後も借用人が契約を履行しなければ、青蓮院宮は支配役所へ出訴する。それを受けた支配役所ではその訴を優先的に採用し、借用人に対して返済を迫るのである。以上のような特権的名目金が成立する過程を、以下、享保・元文期の名目金、明和期の特権獲得、名目金成立の理由の項目別順に考察していくことにする。

## 2 享保・元文期の名目金

元文期当時、名目金を許可する権限は幕府の寺社奉行のもとにあった。この指示のもとで直接名目金の支配に携わったのは京都町奉行所、大坂町奉行所といった各地の支配役所であった<sup>9)</sup>。しかしながら次に掲げる文書によれば、名目金を取り扱う撰家・宮門跡方および堂上方と右の支配役所との間に伝奏衆を介在させようとしていることがわかる。

撰家・宮門跡方其外堂上方家領米代銀又者用途銀等町方へ貸付相滞候節者、町奉行所江撰家・宮門跡方者直ニ被相達候方も有之、堂上方者伝奏衆へ書付被差出、各町奉行所へ被相達候儀も有之候、向後者右之方ミテ貸附銀等相滞候節者、撰家・宮方其外共ニ伝奏衆へ被達、各迄通達有之、各町奉行所へ被相達、其上ニ而借リ方之者共吟味之上、濟方申付候而可然候条、右之趣伝衆衆江可被相達候事

右之趣土岐丹後守殿ニ御附衆へ被相達、両伝江申来候、為御心得可申入由被申候、以上  
 (元文四年)  
 十一月十五日

両伝雜掌

御七方

坊官衆中

この文書は、京都所司代の土岐丹後守頼稔が御附武家衆を通して両伝奏<sup>10)</sup>へ通達したものを受けて、両伝奏の雜掌が青蓮院宮の坊官へ宛てたものである。これによると従来撰家・宮門跡方は、彼等の貸付銀の返済が滞った場合、直接町奉行所へ願ひ出していたが、今後は伝奏衆を通して町奉行所へ願ひ出るようにと指示していることがわかる。これは幕府が伝奏の位置づけを明確にし、幕府に対する朝廷関係者の訴訟ルートを一本化しようとしたものとみなされる。

そこで青蓮院宮では、元文四年（一七三九）十一月二十三日付の次の文書をもって伝奏宛に名目金貸付の許可を申



請した。

青蓮院殿御門領御小知之御事御座候處、御本室御寺務所御本坊御修理其外御雜用多有之候、且又御附弟被為在候節御入用極而可為御不足候、依之從先年御門領之内三百五拾石毎冬貸米申付、本米者翌年春の月次ニ為致返納、御台所御用已下ニ相用ひ、利米者直ニ貸付置候処、去ル亥年（享保十六年）の今年ニ至九ヶ年之内、利足米高凡三百石余ニ及ひ申候、右利米段々積立候而何卒永御門室御用途之不足を補申度役人共念願ニ御座候、如此利足積立候得者毎年貸付米高相増申候事

一金子三百兩余

右者御雜用ニ難被用金子ニ而御座候、貸付仕候而利足之分者年々被取用之支

一銀子三拾貫目

右者当然御雜用御修理已下ニ相用ひ候銀子ニ候得共、為御勝手貸付置申候事

右之通米金銀貸付置候得者、取立之儀相滞候節者可申上候、仍之兼而御断申上置候、此段二条表江も御通達被成下度奉存候、以上

青蓮院宮御内

鳥居小路大夫（經州）印

大谷治部卿（業広）印

鳥居小路大藏卿（経雄）印

（元文四年）  
十一月廿三日

冷泉前大納言（為久）

葉室前大納言（頼胤）

雜掌宛

これによると青蓮院宮は、すでに享保十六年（一七三二）ごろから寺坊の維持管理費を捻出するために米三五〇石、金三〇〇兩、銀三〇貫目を貸付けていたことがわかる。今回改めてこれを伝奏に届け出て、伝奏からこの旨を京都町奉行へ通達してほしいと願っている。冷泉・葉室の両伝奏はこの願いを京都町奉行に取り次いだ。京都町奉行はこの件を京都所司代に伺った結果、禁裏御附武家に対して次のように返答している。

宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策（上）

以手番致啓上候、然者此間被遣候

青蓮院御門跡坊官差出候書付之趣、土丹後守(京都所司代、土岐丹後守頼稔)殿へ相伺候処、米金銀御貸付候儀者御勝手次第之事ニ御座候、奉行所ニ而取扱之儀者、滞之節者伝奏衆迄被仰達、私共方ニ而通例之通取扱ニ而格別ニ取極者難成儀之由、丹後守殿ニ而も被仰候間、此段被仰達可被下候、以上

(元文四年)  
十二月十二日

(京都西町奉行)  
鳴長門守(正祥)  
(同 東町奉行)  
馬場讃岐守(尚繁)

(禁裏御附武家)  
桑山下野守(元武)様  
(同 右)  
曾根因幡守(澄次)様

右の文書によれば京都町奉行所の方針は、青蓮院宮による米金銀の貸付は青蓮院宮の「御勝手次第」であり、したがって京都町奉行所では青蓮院宮貸付金の返済が滞っても、青蓮院宮が伝奏衆を通して訴えれば「通例之通取扱」い、「格別ニ取極者難成」しというものであった。「通例之通」とはどういう取扱い方法なのかはつきりしないが、享保期ごろから一定の規準が設けられつつあった京都町奉行所の「金銀出入取捌規定」<sup>④</sup>にもとづく取扱い方であったと思われる。

このように享保・元文段階における青蓮院宮の貸付金は、青蓮院宮が貸付高を伝奏を通して京都町奉行所へ届け出、返済金取立について保護を願い出たにもかかわらず、京都町奉行所はこれに対して特別便宜をはからなかった。青蓮院宮貸付金訴訟に対する京都町奉行所の取り扱いは一般の貸借訴訟と異なるものではなかったのである。それでも青蓮院宮では再三にわたって貸金の取立を訴えている<sup>⑤</sup>。こうした事態は青蓮院宮貸付金のみにもみられたわけではなく、たとえば宮門跡ではないが東福門院の祈願所であった東山の光雲寺でも同様であった。光雲寺でも祠堂金を貸

付けていたが、その返済が滞るため、宝曆三年（一七五三）二月、寺社奉行に対し、京都と大坂の町奉行が「元利無相違返済可仕旨」の町触れを出すように命じてほしいと願い、二月十二日に聞き届けられている<sup>60</sup>。かくして宮門跡でも宝曆期ごろから町触れによる貸付金の保護を寺社奉行に対して要求していくことになる<sup>61</sup>。次にこの特権獲得の経過とその内容を考察する。

### 3 明和期の特権獲得

青蓮院宮では、明和元年（一七六四）六月十六日、坊官の隠岐若狭守堯公と永原直介の二人を寺社奉行所へ派遣する旨を伝奏に届け、同年九月、当時の惣貸付金の内訳を記した覚書を添えた願書を寺社奉行所へ提出した。これは長文なので当面必要な部分を抄出すると

#### 奉願口上覚

青蓮院御門跡御小知高之儀ニ御座候得者御院内御修理難相調候ニ付、年来於京・大坂持寄講相催シ右掛銀年々取集置候而百五拾貫目余預置貸付候而御修理相調来候処、近年返済相滞、其上元文中伝奏中江書付差出被置候金銀米且上様御遺金等を貸付被置候処、元金合四千兩余茂有之候（中略）何卒已来青蓮院殿御修理金拝借仕候者共如証文無遲滞可致返納旨、江戸・京・大坂・大和・近江江御触流之儀被仰付被進候様御願被成候、此上返納之節相滞候者其所之御奉行所江御願可被仰入候、其節者早速返納仕候様被仰付被進候様是又御願被成候、尤御遺金并掛銀惣高金六千五百兩程も御座候得共、右之通証文之表斗ニ而返納相滞、無抛右之趣とも御願被仰入候（中略）何卒御願之通御触流被仰付候様御願被成候、此段宜御沙汰被進候様願入思召候

明和元年申九月 日

青蓮院宮御内

永原 直介 印

隠岐若狭守 印

御奉行所

とある。なおこの文書中にみえる金六五〇〇両の内訳は後掲の第1表に示した通りである。

右の願書によると青蓮院宮では、貸付金の返済遅滞状況を克服するために、まず第一に寺社奉行から江戸・京都・大坂・大和・近江を支配する各奉行に対し、貸付金の借用人達が借用証文通りに返済する旨の「触流」をするように命じてほしいと願ひ、第二に以後返金を滞らせるものに対しては、江戸・京都・大坂等の各奉行所へ願ひ出れば、「其節者早速返納仕様被仰付被進候様」にしてほしいことを嘆願したことがわかる。ここで注意しておくことは「早速返納仕候様」とあるうちの「早速」の意味である。これを素直に読めば返済遅滞者が短期日のうちに返済するようにという意味であろうが、そのためにはまず訴を取りあげてくれねばならないのである。したがってここでは即座に訴を取りあげて返納を命じてほしいという意味に解する方がよいであろう。従来から名目金の特権としては、大坂町奉行所による名目金の先訴特権が指摘されている。これは同一の債務者に対して、名目金出入と他の金銭出入が競合した場合、たとえ後からの提訴であっても名目金出入は先訴の解決をまず先に裁許になるといふ特権である<sup>49)</sup>。前に掲げた願書中の「早速」の意味を右に示したように理解するならば、名目金の先訴特権は各奉行所の「触流」を前提として認められたものと考えることができる。

後の天保改革によってこの特権は否定されることになるが、その際、青蓮院宮では必死に特権の維持を幕府に歎願している。次の史料は弘化元年(一八四四)三月付の歎願書の一部である。

今般御改革之御趣意を以被仰出候趣御承知被成候、乍去以来以御使不被 仰入、目安掛ニ相成候而者前文厚御由緒被為在候 上  
々様御遺金之廉江被対何共御迷惑之御事御座候得者幾重ニ是迄之通御取扱ニ相成候様御願被成度思召候

これによって天保改革後の名目金取立に関する訴えは、従来のように青蓮院宮の「御使」が直接寺社奉行に行なうのではなく、一般の出訴と同様に寺社奉行所の目安掛へ訴える<sup>50)</sup>ように改正されたことがわかる。このことは改正以

前においては、青蓮院宮がたとえ他の訴えより後に提訴したとしても、目安掛を通して訴えてきた一般の公事に優先して、それが取りあげられていたことを意味している。つまり青蓮院宮の訴えは「早速返納仕候様被仰付」ていたこととなる。この歎願書に「触流先例」の事実を記載し、それを強調している点をも、宮門跡方名目の先訴特権は、「触流」を前提としていたものと考えられる。そのために名目金貸付を行なう宮門跡では競って「触流」を願うのである。

青蓮院宮の「触流」願いに對し、寺社奉行所では次のような条件、すなわち①貸付利率は一カ年五分<sup>四</sup>、②貸付期間は五カ年とし、この期間中には貸付元金分の取立をしない。③借用人の名前、住所、借入金高を所の奉行所へ届出ること等の受入れを迫った。そこで青蓮院宮ではこの条件に従って、江戸における借用人名、居住地、借入金高を早速寺社奉行所に届け出ている<sup>四</sup>。この結果、寺社奉行所では明和元年（一七六四）閏十二月十八日、江戸・京都・大坂と大和・近江の国々への「触流」を許可した。寺社奉行の命を受けた京都町奉行所では、翌二年正月付で次のように「触流」<sup>四</sup>した。

青蓮院御門跡年来京大坂ニおゐて持寄講被相催、右懸ヶ銀貸附御修理被相調候処、近年返済相滞、其上御遺金等年々貸附被置、御忌御法事又者御勝手向キ不足被致候処、利潤も不差出、其上返納相滞御難渋ニ付、右借用いたし候者共如証文無違滞可致返納旨、江戸京大坂大和近江、右国々江触流之義江戸表江御願之処、御願之通被仰出候間、右之趣相触可申旨江戸表申来候条、洛中洛外借り受候もの共へ可相触もの也  
(明和二年)  
酉正月

これは洛中洛外における青蓮院宮貸付金の借用人全般に對して、借用証文の通り滞ることなく返済するように触れたものである。なお「貸附雜記」に記録されている同年月の触には右に示した触の「洛中洛外」の辞句の次に「并大和・近江國中」という語句が付加されており、この触は大和・近江两国へも触れ出されたことがわかる。

以上は京都町奉行所による「触流」であるが、江戸の場合は、同年二月二〇日に江戸町奉行所が「触流」している。しかしその形式は京都町奉行所のそれとは異なり、「借用之者とも八人被呼出嚴重ニ被仰渡」と記されているように、借用人を町奉行所に呼び出して直接注意するという形をとっている。つまり江戸では予め借用人の名前、住所が町奉行所に届け出られており、町奉行所では届け出のあった借用人に対してのみ「触流」したのである。そこで青蓮院宮では、右のような形式では借用人が出訴しかねず、そうしなければかえって混乱を招くことになると考え、同年三月、寺社奉行酒井飛騨守忠香に対し、京都町奉行所が「町々在々」へ「触流」したのと同様に江戸や大坂においても「御府内外町々一同」へ「触流」をしてくれるように願ったが聞き届けられていない。そればかりか以後大和・近江両国へは重ねて「触流」をしないので、両国内へは貸付けないようにと通達し、さらに翌明和三年には京都・大坂両町奉行所でも借用人の住所、名前を最初に届け出るように命じている<sup>80</sup>。

以上の経過をみると幕府は「触流」によって宮門跡名目金に特権を与える代わりに、青蓮院宮名目金貸付の内部にまで立ち入り、それに規制を加えようとしていることは明らかである。とくに大和・近江両国内への貸付けを制限し、さらに京都・大坂における宮門跡の金融活動を江戸並みに規制しようとしている点が注目される。

こうして宮門跡寺院の相对貸付金は、「触流」によって先訴特権を獲得したが、同時に貸付高から借用人に至るまで幕府に掌握されることになった。その反面、青蓮院宮は貸付金の返済が滞れば各地の奉行所に訴え、先訴特権をもつて取立てを強行できたのである。青蓮院宮名目金のために寺社奉行が許可した「触流」は、明和二年(江戸・京都・大坂)、同五年(大坂)、同七年(大坂)、同八年(京都)であり、明和期には京都・大坂両奉行所配下への貸付が多かったことを示している。

以上述べてきたように享保期ごろから開始された青蓮院宮の名目金貸付は、元文期に一応幕府の許可を得、さらに明和期には「触流」によって保護される特権的金融となった。しかしながら同時にそれは幕府の統制下に置かれ、諸

種の規制を受けることになったのである。

それではなぜ幕府は明和期に寺院金融に対して統制を強化したのであるうか。以下この問題について考えてみよう。

#### 4 名目金成立の理由

近世の宮門跡は、幕府による朱印地安堵、朝廷や幕府関係者による遺金や寄付金に依存しながら戦国期の荒廃状態を復興していった。そして宮門跡の経済活動はその後も積極的に展開される。明和元年（一七六四）当時の青蓮院宮の貸付資金の内訳を示すと第1表のようになり、合計金六五〇〇両にも及んでいる。第1表で注目しておかねばなら

第1表 青蓮院宮の貸付資金

内 容	両
1. 名前不明者より寄付	400
2. 靈元院 遺金	} 232
3. 中御門院 //	
4. 桜町院 //	
5. 桃園院 //	
6. 靈元院内々より寄付	
7. 東山院御忌の節寄付	} 50
8. 敬法門院（東山天皇生母）遺金	
9. 證明院（家重室）遺金	300
10. 光音院より寄付	200
11. 光音院 遺金	} 263
12. 靈元院代御局より寄付	
13. 中御門院代 //	
14. 1～13の貸付利息残金	55
15. 中御門院讓位の節寄付	300余
16. 中御門院伝法受戒の節寄付	500余
17. 350石分貸付金	350余
18. 1～17の利息	1350余
19. 持寄講 集金	2500
合 計	6500余

注. 明和元年の「覚」により作成。

ないことは、青蓮院宮が金六五〇〇両も蓄積していたことと同時に、その中には持寄講集金分が金二五〇〇両も含まれていることである。第1表のもとになった史料には

一銀百五拾貫目 是者持寄講銀年々集候高

此金式千五百兩

と記載されている。これは青蓮院宮の蓄財が、朝廷や幕府関係者の遺金、寄付金や寺領年貢米を貸付けることによつて得た蓄財、すなわち第三者の助成分に依存して行なわれた蓄財だけではなく、青蓮院宮自らも積極的に講を組織して集金していることを示している。こうした動向は他の宮門跡にもほぼ共通して認められる。たとえば妙法院宮では宝暦期に二度の勸化を行なつて金四九〇〇両を得ている<sup>80</sup>。こうして宮門跡は、ともかくも宝暦・明和期ごろには金五〇〇〇両から一万兩におよぶ貸付資金を蓄積するまでになつており<sup>81</sup>、この資金は利貸しによつてさらに増殖の可能性を有していた。宮門跡のこうした蓄財に対し、幕府はどう対応したのであるうか。このように考えてみると一方でこのころから積極化する幕府の公金貸付政策との関係が問題となつてくる。

幕府の公金貸付が積極化するのは宝暦〜寛政期であり、その際、貸付資金は幕府の手持金の他に寺社や富裕農民・町人からの差加金も利用すると指摘されている<sup>82</sup>。事実、幕府は宮門跡等が蓄積した資金を公金貸付資金に導入すべく諸寺院へ働きかけた形跡があり、妙法院宮では、明和三年（一七六六）当時「妙法院御門跡御抱京大佛殿修復勸化物京・大坂町奉行支配町内之内并向寄御代官所江貸附之儀、先達而被仰付候<sup>83</sup>」とあるように勸化で得た資金を「向寄御代官所」へ貸付けており、また東大寺大仏殿造営費の残金も公金貸付に回されている<sup>84</sup>。さらに安永四年（一七七五）六月の寺社奉行に対する触書<sup>85</sup>によれば、

（上略）以来は寺社貸付金返済方触流之儀願出候共、難相成候間、被得其意、実々堂舎修復等之手当ニ致し候訳立、難捨置筋ニ



候ハ、相願候金高不残 公儀え為差出、其所之奉行所又ハ御代官より、利足并年限を定、在町え貸附、其寺院入用之節願出候ハ、取立相渡候積ニ候間、貸附金相願候門跡方其外寺院等有之候ハ、右之趣を以其節可被相伺候、

とあり、これによれば幕府は、寺社が貸付金による利益を堂舎の修復費にあてずに蓄財しているのではないかと疑い、それならば寺社の貸付資金を公金貸付に差し出させようという意図のもとに、この触を發布したものと考えられる。田沼期の幕府金融政策は宮門跡寺院のような有力寺院の蓄財までを動員して展開するのであるが、こうした政策を円滑に実施するために、他方では宮門跡寺院自身による相对貸付を「触流」によって保証しながら同時にそれを統制していく必要があったのである。名目金の貸付高や貸付利率を規制し、毎年各地の奉行所へ貸付高の報告を義務づけたのはそのためであった。

注(1) 『日本財政経済史料』巻六、八九五頁参照。

(2) 『日本財政経済史料』巻六、九三五頁参照。

(3) 注(2)の寺社奉行伺に対する勘定奉行所の意見書の中に「被差出金貳萬兩之儀は、文化度御願濟之上、馬喰町御用屋敷詰御代官取扱御貸附相成、利金年々千貳百兩つ、御渡相成候處」(『日本財政経済史料』巻六、九三六頁)とあり、金二兩両が馬喰町御用屋敷詰代官役所へ差出されたことがわかる。

(4) もっとも相对貸付の方法と言っても後に考察する町奉行所の「触流」などにみえるように幕府権力を背景にした貸付であり、その点からみれば公金貸付に準ずるものであるが、円満院宮でも「兩様を以」として区別しているので一応それに従っておきたい。

(5) 上野宮御貸付は延享二年(一七四五)から上野宮御門主准后様の名目で始められたもので、三井の江戸両替店では同年に金二五〇兩を預かり、月一分の利子で下貸付を行なった(賀川隆行「近世三井経営史の研究」吉川弘文館、一九八五年、一五七頁参照)。その他上野宮貸付金については、田中康雄「江戸時代後期における三井江戸両替店の経営動向」(『三井文庫論叢』三号)、吉川秀造『明治維新社会経済史研究』(日本評論社、一九四三年)第四章、吉永昭「城下町御用商人の経営構造」(『史学研究』一〇〇号)、中井信彦『転換期幕藩制の研究』二二〇頁～二二二頁が参考になる。

(6) 「貸附雜記」は現在、京都大学文学部国史研究室に所蔵されている。これは青蓮院宮金銀元<sup>レ</sup>方、渡辺河内介隨が青蓮院宮貸付金關係文書を編集したものである。成立期は嘉永期前後ではないかと思われ、明治八年には裁判資料として提出された形跡もある。全二〇巻（但、四巻は上下二冊）であるが、現在十一〜十三巻を欠いている。青蓮院宮名目金の起立書、三都、大和と近江の兩國や伏見への達、触などが数多く収録されており、青蓮院宮名目金研究に有効な一級史料である。寺尾宏二氏がすでにこの史料を用いて「大阪に於ける青蓮院名目金の貸附について」（昭和高等商業学校学友会研究部『研究部報』第三輯）を発表されており、その中で「貸附雜記」について簡単な紹介をされている。なお「貸附雜記」の類似史料に、藤原為善・為純編「華頂要略」二〇九卷（京都府立総合資料館蔵）があり、その附録三五は「貸附雜記」とほぼ同内容である。両史料の関連を追究する必要があるが、現時点では憶測の域を出ない。

(7) 日本歴史地名大系27『京都市の地名』（平凡社、一九七九年）参照。

(8) 青蓮院宮の朱印地高は、慶長六年（一六〇一）に五三三石五斗が与えられ、その後八〇〇石が増加されて万治二年（一六五九）には一三三三石五斗となり、その後変動はない（三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』吉川弘文館、一九八三年、一九頁参照）。

「華頂要略」卷五五下（『天台宗全書』に収録）によって青蓮院宮領の内容を知り得るが、時期により多少の変動がある。一応次に掲げる史料中に記されている村を青蓮院宮領の基本とみなしておく。

御本領

一百二十二石五斗余

山城国乙訓郡上植野村

一石百石

大和国広瀬郡百濟村

一石百十石

山城国愛宕郡粟田口村

内南畑之内<sup>ニ</sup>而高十八石三斗六升五合御用地<sup>ニ</sup>被差出、仍慶長十九年高十八石三斗六升五合東九條村<sup>ニ</sup>而御代地被相渡也

右四ヶ所合高五百三十式石五斗余

新御領

一高八十五石二斗七升三勺

粟田口村

一同十一石五斗二升九合七勺

岡崎村

一同四百三十石式斗

壬生村

右三ヶ所合五百石

寛永十六年御増知

一高三百石

和州平群郡菅田村

右正保四年御増知

合八百石

本新御領

合高千三百三十石五斗余

- (9) 柚田善雄氏は、寺社の動静が、地域の支配奉行所ごとに掌握されるようになるのは元禄期であるとし、たとえば寺社の開帳願いに対しても、その寺社が存在する地域の支配奉行所―寺社奉行所という二段階の審理、許可が必要とされるようになったと指摘されている(同氏「近世前期の寺院行政」『日本史研究』一三三号参照)。この点は名目金願いの場合も同じであるが、宮門跡方寺院の場合は、宮門跡と支配奉行所の間に伝奏衆が介在している。

- (10) 「華頂要略」卷一四七(京都府立総合資料館蔵)によれば、葉室大納言頼胤が享保十九年十一月七日から延享四年十二月十九日まで、冷泉前中納言為久が享保十九年十一月二三日から寛保九年八月二十九日まで補任されていたことになっている。

- (11) 宇佐美英機「京都町奉行所における金銀出入取捌手法」(『日本史研究』二二五号)参照。

- (12) 「貸附雜記」によつて青蓮院宮が伝奏宛に訴えている事例を知ることができる。たとえば延享四年(一七四七)十二月二十八日には京都西洞院夷川上ル町を訴えている。

- (13) 「宮門跡方其外貸附金一件」(国立国会図書館蔵)による。

- (14) 三浦、前掲書四五―六頁参照。

- (15) 春原源太郎「近世大坂の先訴、後訴、同日願」(『法制史研究』6)。賀川隆行、前掲書二一九頁参照。

- (16) 目安掛へ訴えることになるとどうなるのであろうか。弘化四年(一八四七)十一月の史料によると

一、警当十一月出訴仕候而も目安調手間取、別而寺社奉行へ永ク三四ヶ月目ニ至漸本目安被申付候、然ル上者目安帯与唱、  
壹枚九分壹匁位之厚キ帯へ認メ直し書損削字等一切無之様相認メ差出候上ニ而、掛奉行初印、夫々御掛加印之上三奉行  
次第不同加印相願、八軒持廻り判揃之上尚又掛江差出シ入披見請書差出候願人へ請取候事  
とあり、また

宮間跡方名目金の展開と幕府金融政策（上）

一、目安八判与申者、寺社奉行四人、町奉行三人、御勘定奉行式人都合八判之事と記されている。これによれば訴えが取りあげられるまでには早くても三、四ヶ月を要したことがわかる。したがって返済遅滞が続いている名目金の早期取立てには有効ではなかったのである。

(17) 相对貸付の場合、貸付利率はケースにより多少の幅があったものと考えられる。文政十三年（一八三〇）六月二十七日付の青蓮院宮・妙法院宮・円満院宮の江戸貸付所役人の請書には「已来沓割迄之利足ニ而貸付、相对ニ而も利分之外諸掛物等不相懸様致し」として、江戸貸付所では「沓割迄之利足」にて貸付けるとしている。また大名に対する貸付の利息については、明和六年（一七六九）年五月に、金一〇〇両につき一か月金一兩一分二朱を取っていることを申し出、以後もこの利率を認めてくれるように願っており、これを寺社奉行所では黙認している。こうした事実から五分の利息による貸付は現実にはあまり存在しなかったものと判断される。

(18) このとき届出のあった借用人、借入金高等は左の通りである。

一金貳千五百兩余

右者江戸表ニ而御貸付被置候高

一金百五拾兩

日本橋一丁目

近江屋三右衛門

一金九百五拾兩

通四丁目

駿河屋喜平次

一同百兩

尾張丁貳丁目

刀屋 幸助

一同百五拾兩

西久保新下屋丁

土屋七郎右衛門

一同七百兩

通竹川町浪人

石河久米之助

一同貳百兩

神田橋大工町

加賀屋久四郎

一同貳百兩

小石川富坂

大西 権兵衛

一同百兩

新橋汐留

今津屋半右衛門

(19) 『京都町触集成』第四卷（岩波書店、一九八四年）二二六〇号による。

(20) これに対し青蓮院宮では、借用人の名前を最初に届け出ることになれば、「御公儀江名前差出候儀を奉恐借請候町人百姓も無御座候」として、それだけは用捨してほしいと再三嘆願した。その代り貸付金の取扱いを任せている「御出入仕候町人」の住所、名前を書出すので彼等から借用したものは証文通りに返済するよう「触流」してほしいと願っている。これに対し寺社奉行所では明和五年二月九日、次のように申渡している。

先達而於京大坂御貸付金之儀、最初名前不書出、相對を以町人江御任を被成御貸付被成度趣御触流之儀御願被成候、則御老中江相伺候処相對を以町人江御任被成候儀者御勝手次第御触流之儀者不相成候、其旨可被相心得候  
さらに寺社奉行所の用人は

相對を以町人へ為御任ト申事拝借人之事ニ而者無之、御出入方町人と御殿との相對を以と申事ニ而、拝借人者矢張最初に  
名前相届可申事与被申候

と補足している。これによれば寺社奉行所ではあくまで借用人名の届出を要求しており、次節で述べる貸付金を取扱う「出入の町人」の貸付については関知しないという態度を貫きそのために出入町人の貸付に対する「触流」を拒否している。しかし大坂では、このころから市中の両替屋が青蓮院宮名目金の貸付支配人として任命され、彼等を通じての貸付けが行なわれている。明和五年八月にはこの貸付けに対する「触流」も発せられている(三浦、前掲書六八～九頁、『大阪市史』第三、触二六四八号参照)。

青蓮院宮では大坂市中の両替屋に資金を預けると同時に、彼等を青蓮院宮名目金の借用人として町奉行所に届けた。それに対して「触流」が行なわれたものと考えられる。

(21) 三浦、前掲書三七頁参照。

(22) 三浦、前掲書五三頁参照。

(23) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(『日本経済史大系』4・近世下、東大出版会、一九六五年)参照。

(24) 「宮門跡方其外貸附金一件」(国立国会図書館蔵)による。

(25) 三浦、前掲書五六～五九頁参照。

(26) 『御触書天明集成』二二五四号参照。